



各 位

平成 26 年 8 月 19 日

会 社 名	日本精工株式会社
代 表 者 名	代表執行役社長 大塚 紀男 (コード：6471 東証第一部)
問 合 せ 先	広報部長 海老澤 斉 (TEL 代表 03-3779-7111)

中国独占禁止法違反による制裁金の支払い命令について

当社は、平成 26 年 8 月 19 日、中国での軸受の取引に関して、同国独占禁止法に違反する行為を行ったとして、同国国家発展改革委員会から 1 億 7492 万人民币元（約 29 億円）の制裁金の支払いを命じられました。

当社は、社内調査により判明した事実を受け、中国での軸受の取引に関して、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。当社及び当社グループといたしましては、このような事態になりましたことについて、厳粛に受け止め、外部専門家等の指導を仰ぎながら、一層の法令遵守の徹底に努めるとともに、皆様からの信頼の回復に向け全力を傾注してまいります。

なお、本制裁金の支払いに伴い平成 27 年 3 月期の業績予想に修正が必要となった場合には、速やかに開示いたします。

以上